

外部委託推進ガイドライン

第2版

平成24年3月
下 関 市

改訂履歴

版番号	策定年月
第 1 版	平成 17 年 11 月
第 2 版	平成 24 年 3 月

1. ガイドライン策定の背景等

少子高齢化による人口減少時代の到来、国地方を通じた財政危機の深刻化等、地方公共団体においては既存の行財政運営の仕組みでは対応が困難な状況にあり、分権型社会システムへの転換が強く求められています。

本市では、平成17年2月の豊岡合併、また、それに続く10月の中核市への移行により、新しい下関市としての枠組みが出来上がったところであり、早急に強靱な行財政基盤を構築するための取り組みを進めていかなければなりません。

厳しい財政状況の中、時代とともに変化し多様化する住民ニーズに即応するためには、柔軟で適切な規模の行政組織であることが求められており、不断の事務・事業の総点検等による業務プロセスの見直し等を通じて、より高い効率性が期待できるものについては、積極的な外部委託を進める必要があります。

また、『公共サービスの提供について、市場メカニズムをできるだけ活用していくため、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則』（経済財政運営と構造改革に関する基本方針）に沿った検討の視点が重要であり、外部委託を推進することによって、地域の雇用の創出による活性化をも期待することができることに着目する必要があります。

一方、市民活動、NPO活動の活発化、民間企業における技術水準の向上、サービス分野の多様化、高度化などにより、これまで行政が担ってきた分野にも活動範囲が広がってきています。このため、市民団体、NPO、民間企業など、新しい公共サービスの担い手と行政が協働してそれぞれが持つ専門的なノウハウを活用していくことが求められています。なお、外部委託にあたっては、平成21年7月に施行された公共サービス基本法の趣旨に従い、公共サービスとしての水準を維持しながら、効果的かつ効率的に個々の業務において実施していく必要があることは言うまでもありません。

このような背景に基づき、本ガイドラインは、本市が外部委託を推進するに当たり、その進め方の手順、留意事項などを体系的に示したものです。

※「公共サービス」とは、地方公共団体の事務又は事業であって、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付若しくは役務の提供又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為であって、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。

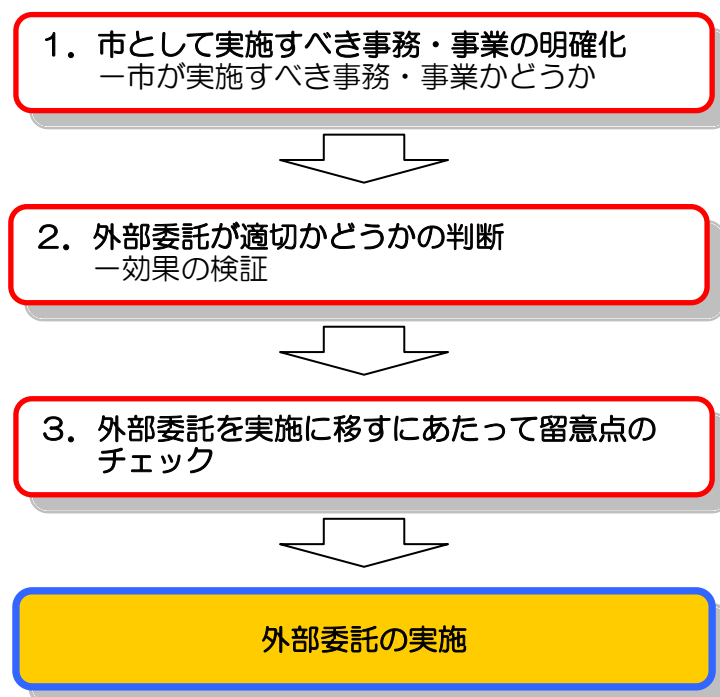
（公共サービス基本法第2条引用）

2. 外部委託の検討の進め方

(1) 外部委託検討の手順

外部委託を実施するかどうかを考えるにあたり、各事務・事業の点検を起点として、次のような流れで検討を進めます。

図1：外部委託検討の手順



(2) 市として実施すべき事務・事業の明確化

各事務・事業を次の区分に分類した上で、まず、市が実施すべき事務・事業か検証し、外部委託することが可能な業務を抽出します。

別表1「事務・事業チェックフロー」を利用すると、フローに沿って外部委託を検討すべき事務・事業を抽出できます。

1. 市が直接実施すべき事務・事業

- ・ 法令等の規定により市が直接実施しなければならないもの
- ・ 許認可等の行政処分に関するもの
- ・ 市自ら意思決定する必要があるもの
- ・ 政策形成・調整・決定などに関するもの

2. 市が実施することが望ましい事務・事業

- ・採算性等から市が関わらなければ公共サービスの実施が不可能なもの
- ・公正、公平、中立な執行が必要なもの

3. 公共サービスであっても民間でもできる事務・事業

- ・民間により同種のサービスが十分提供され、行政が実施する必要性が薄れているもの

4. その他

- ・地域が主体で行った方が適切なもの
- ・市の内部管理業務（総務事務など）

(3) 外部委託の判断基準

外部委託を行うことにより期待される効果を次のような視点から検討し、実際に外部委託を行うかどうか判断します。

①コスト削減・運営の効率化・事務処理の迅速化

外部委託により、コストの削減が可能か。また、運用の効率化、弾力化が図れるか。なお、短期的にはコスト削減効果が現れなくても、中長期的に見た場合にはコスト削減効果が見込まれる場合もあることから、このような視点からの比較検証も必要であること。

コスト比較計算方法の例示は別表2を参照。

②サービス水準の向上

外部委託を実施することにより、提供されるサービス水準の向上や公正な分配が図られるか。

③自治の充実

外部委託することにより、小さな自治の振興や市民・NPOとの協働など、住民自治の充実・強化が図られるものであるか。

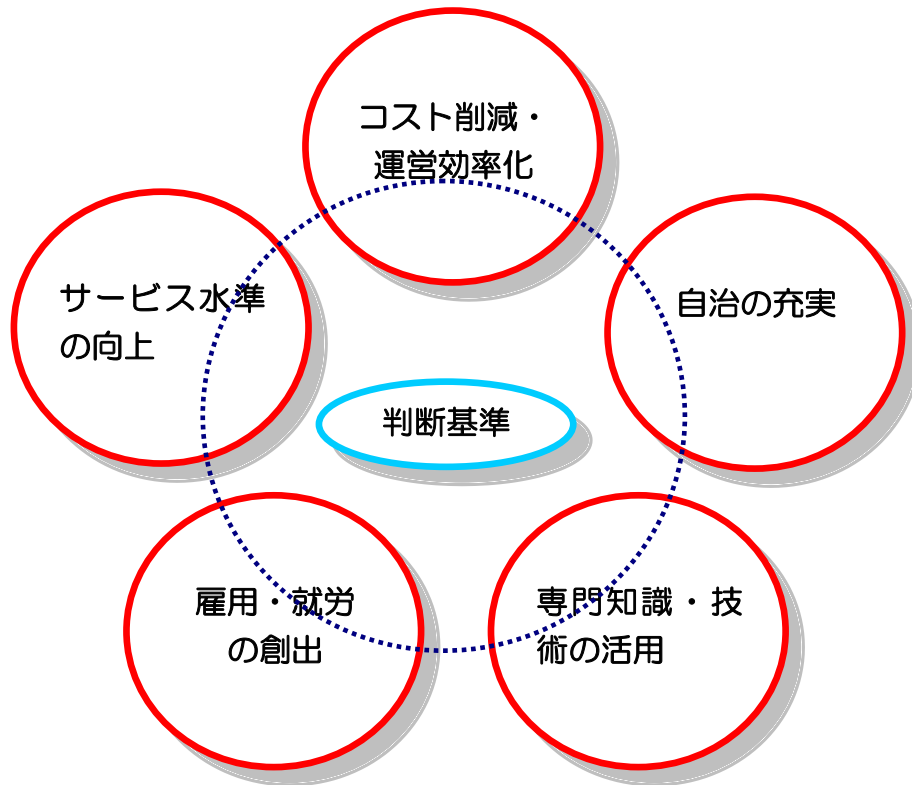
④雇用・就労の創出

外部委託することにより、民間企業の活性化、NPOの成長等に結びつき、雇用・就労の創出が図られるか。

⑤専門知識・技術の活用

外部委託することにより、高度な専門知識や技術を確保することができ、市が直接実施するよりも効果的活用が図られるか。

図 2：外部委託による効果の検証



(4) 外部委託の業務類型

これまでの検討を踏まえ、外部委託に適すると考えられる業務の類型を例示すれば次のとおりとなります。

① 定型的な業務

例) データ入力・集計業務、調査・統計業務、総務事務・財務事務・処務事務・契約事務などの内部管理業務、窓口サービス業務、台帳整備等データ管理業務、印刷製本業務 等

② 時期的に集中する業務

例) 毎年度開催する展覧会業務、定期健康診断業務、その他時期的に集中し常時一定の職員を配置する必要のない業務 等

③ 専門的な知識、技術、設備等を必要とする業務

例) 情報システム開発・管理運営業務、設計・測量・地質等調査業務、審査・検査・試験研究等業務、用地買収業務、調査・分析等業務 等

④各種イベント、研修会、講習会等の業務

例) イベント等の企画・運営業務、研修会・講習会の企画・運営業務 等

⑤施設の管理運営等

例) 公の施設等管理運営業務、庁舎・施設等維持管理業務 等

⑥その他、民間が同種の業務を行っているもの

3. 外部委託にあたっての留意事項

(1) 法令の適合性の確認

法令において事務・事業を委託する基準や委託先について限定している場合は、当該法令を遵守すること。また、平成21年7月に施行された公共サービス基本法の趣旨に照らし、確認を行うこと。

(2) サービス水準の確保

仕様書などにおいて達成すべきサービス水準をできる限り具体的に明記しておき、サービス水準の確保に努めること。

(3) 選定手続きの透明性の確保

効果的に競争原理を引き出すとともに、選定手続きの透明性を確保するため、原則として入札により委託先を選定すること。ただし、委託業務の性格に応じて随意契約とすることを妨げるものではないが、随意契約にあっては、下関市随意契約ガイドラインの趣旨を踏まえて選定を行い、透明性・公平性の確保に努めること。

(4) 指定管理者制度の活用

地方自治法の改正により、公の施設等については民間事業者のノウハウを活用できる指定管理者制度が導入されたところであり、制度の趣旨を踏まえ、業務内容について十分に検討を行い、本制度の活用を図ること。また、実施にあたっては、下関市指定管理者制度ガイドライン及び平成22年12月の総務省自治行政局長通知を参照すること。

(5) NPO等への外部委託の配慮等

住民自治の強化を主眼とした外部委託の場合には、NPO等を視野に入れた委託先選定作業を行うとともに、事業の性格に合わせ、委託先に対して市民参画の手法を盛り込むことなどを指示すること。

(6) 外郭団体への委託

外郭団体を委託の相手先とする場合は、事務・事業の性質上、当該外郭団体以外への委託になじまないものであるかどうかを精査するなど、その選定理由を明確にすること。

(7) 業務遂行能力の調査

委託先選定に当たっては、業務遂行能力を十分に調査し、当該業務の大半を再委託するようなことがないように留意すること。

(8) 機密性の保持

個人情報など機密性を保持することが必要となる業務を外部委託する場合には、契約書類に必要な措置を講ずるよう記載するなど、責任の明確化を図ること。

(9) 責任の明確化

発注者である市と、受注者の責任の範囲を定め、行政責任を明確化すること。

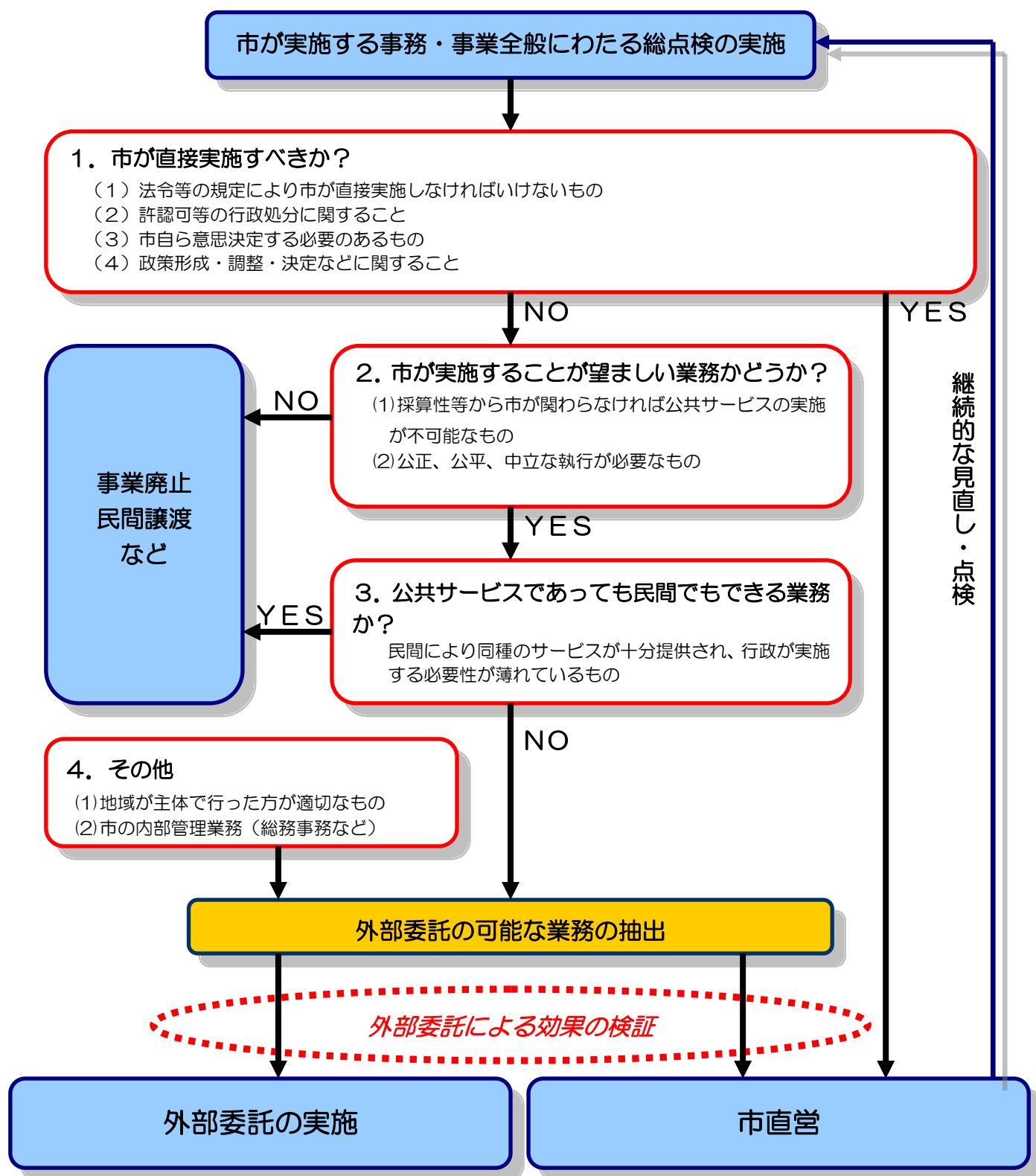
(10) 環境に関する要求事項の伝達

しものせきエコマネジメントプランにより受託者には「環境に関する要求事項」を伝達する必要があること。

(11) 地元企業の育成

地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、地元企業への発注に取り組む。この取り組みにあたっては、できるだけ地元企業のうち、競争性を確保した上で、市内業者の選定に努めること。

事務・事業チェックフロー



直営と外部委託とのコスト比較

【計算例】

①直営経費

区分	計算式	計算結果	備考
事業費		千円	
人件費	年間平均人件費 × 年間当該業務従事割合＝	千円	
合計		千円	

②外部委託した場合の経費

区分	計算式	計算結果	備考
委託料 ※		千円	
市執行分 事業費		千円	委託する部分 以外の事業費
市執行分 人件費	年間平均人件費 × 年間当該業務従事割合＝	千円	
合計		千円	

※ 委託料の算定にあたっては、公共サービス基本法の趣旨を尊重すること。